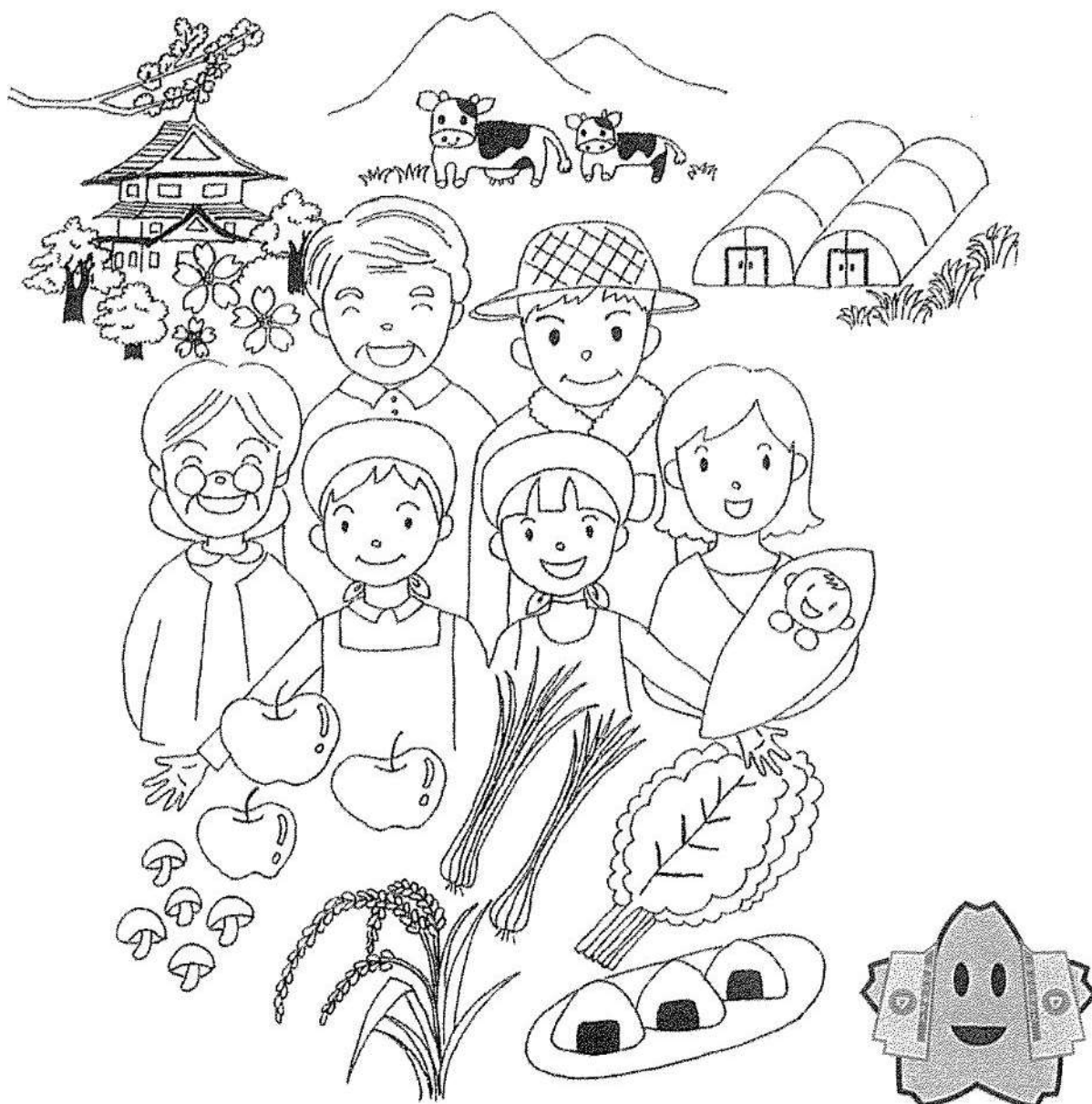


第3次 涌谷町食育推進計画

～人と人とのつながりを大切に、涌谷の『食』を次世代につなげる～



宮城県涌谷町

目 次

• 計画策定にあたって	1
• 計画の位置づけと計画の期間	2
• 食をめぐる現状と課題	3
• 食に関連する健康上の問題	6
• 地産地消の取り組み	9
• 第2次涌谷町食育推進計画の評価	10
• 涌谷町食育推進計画の構成図	12
• 食育推進の基本理念並びに基本目標	13
• 食育推進の視点	14
• 食育推進の重点施策	15
• 食育推進の取り組み	20
1. ライフステージに応じた食育の取り組み	
2. 町民運動としての食育の展開	
• 評価指標と目標値	29
• 食育推進体制	30
• 参考資料	31

計画策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

食育とは「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と食育基本法で位置づけられています。

ライフスタイルや核家族化による家族形態の多様化、食の簡素化や外部化等を背景に、過食や栄養バランスの崩れた食生活による肥満や生活習慣病の増加、食の安全や自給率の問題、伝統的な食文化の喪失等、食をめぐる様々な課題が生じている中で、平成17年7月に国では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようにするため、『食育基本法』が施行され、平成18年3月には、食育に関する施策を総合的、計画的に推進していくために『食育推進基本計画』を策定しました。

宮城県においても、食育を県民運動としていくために平成18年11月「宮城県食育推進プラン」を策定、平成23年7月には「第2期宮城県食育推進プラン」、平成28年3月には食育を着実かつ実効性のある取り組みとしていくため、「第3期宮城県食育推進プラン」を策定し、推進されているところです。

涌谷町においては、子どもたちの健やかな成長や健康づくり等を推進するために「第5次涌谷町総合計画」、「第2次わくや健康ステップ21」に基づき食育に関する様々な取り組みを行ってきました。

しかし、若い世代の朝食の欠食や生活習慣病の増加などの健康問題が依然としてあり、解決すべき課題となっています。

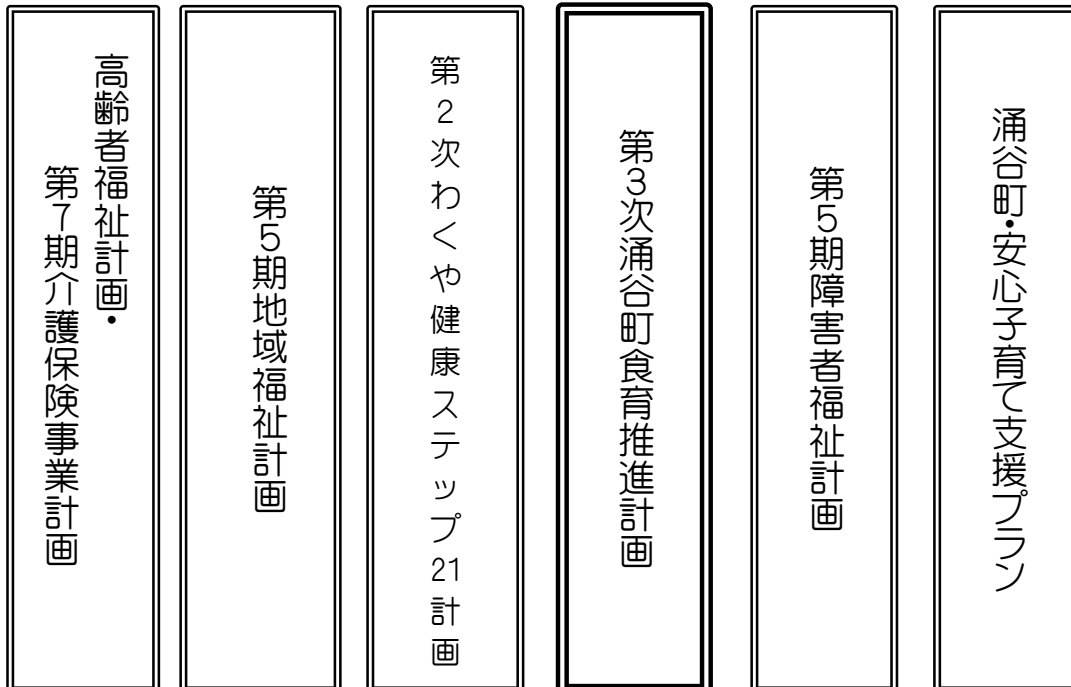
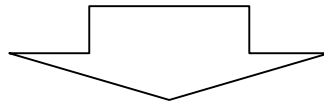
このような背景や涌谷町のこれまでの取り組みを踏まえ、「食育」の推進によって健康づくり、人づくり、地域づくりなど目指す方向を示し、その実現のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として町では、「第3次涌谷町食育推進計画」を策定いたします。

計画の位置づけと計画期間

本計画は、涌谷町における食育の目指すべき方向性を示し、その実現のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定し、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけています。

【位置付け】

第5次涌谷町総合計画	
基本構想(平成28～37年度)	
前期基本計画 平成28～32年度 (2018～2020年度)	後期基本計画 平成33～37年度 (2021～2025年度)



【計画期間】

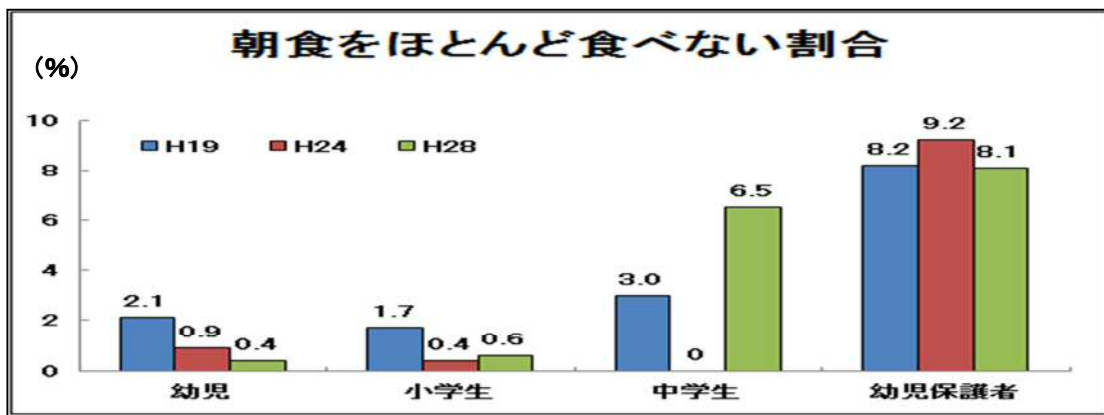
本計画は平成30年度から平成34年度(2018～2022年度)までの5年間の計画とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

食をめぐる現状と課題

1)朝食の摂取状況

生活に関するアンケート調査の結果を平成24年度と平成28年度と比較すると「朝食を食べますか」の問に対し、「ほとんど食べない」と回答した割合は幼児、保護者では減少傾向にあり改善が見られているが、小学生、中学生に関しては増加してきている。また、平成22年県民健康・栄養調査の朝食の欠食状況を見ると、男女ともに20歳代～30歳代で最も高く、男性30.8%、女性13.1%である。

この結果は、幼児期の保護者の年齢と一致することから、保護者の朝食についてさらなる投げかけが必要である。

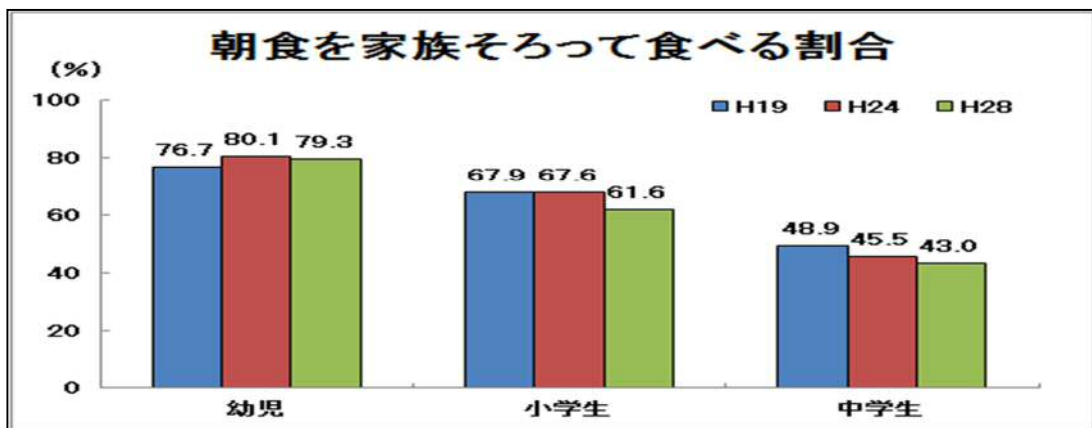


(生活に関するアンケート調査結果)

2)子どもの食事環境

「朝食は誰と食べることが多いですか」の問に対して「家族そろって」・「大人のだれか」と回答した割合は、平成24年度の生活に関するアンケート調査結果と比較するとやや減少傾向にある。

共働きする世帯の増加や中学生等では部活動の朝練などによる生活スタイルの変化などにより、朝ごはんは家族で食事を食べることが難しくなっていると考えられる。これらの結果から年齢の上昇と共に「孤食」の傾向が高くなるため、子どもたち自身が選んで食べる力をつけていく必要がある。

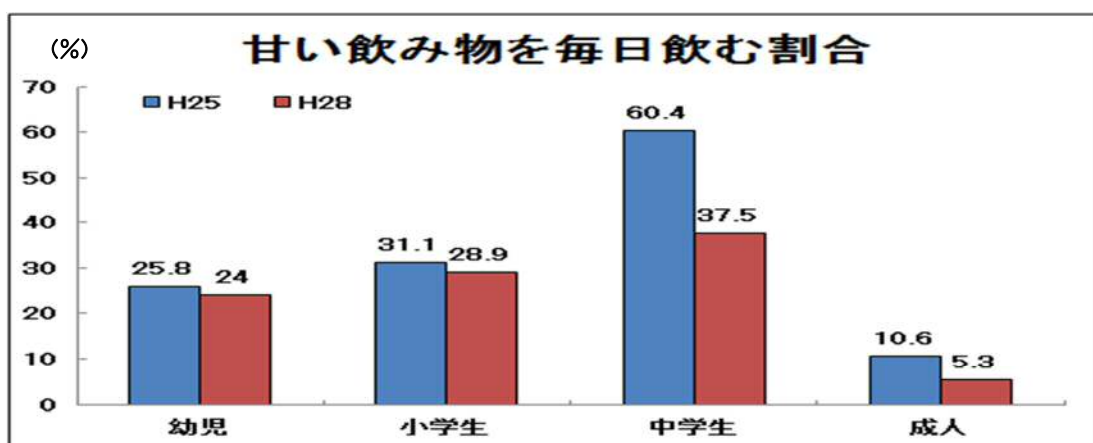


(生活に関するアンケート調査結果)

3) ジュースの飲用状況

お茶や水以外の飲み物を毎日飲むと答えた幼稚園、小学生は平成25年度と平成28年度を比べるとどの年代においても減少傾向にある。飲み物の種類は炭酸飲料、スポーツ飲料、果汁ジュースの割合が高く、中でもスポーツ飲料は小中学生を通して飲用する頻度が高かった。また、大人の甘い飲み物の飲用状況は「毎日」「週2～3回」を合わせると20%程度となっている。飲む物は缶コーヒー、乳酸飲料、野菜ジュースの順に割合が高く、缶コーヒーの飲用は50～60歳代での飲用が多かった。

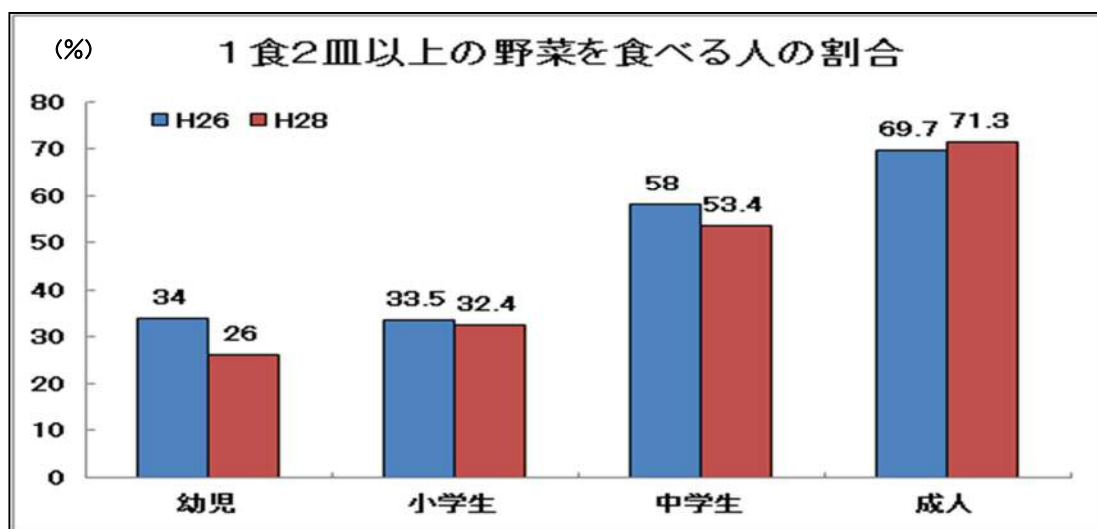
各世代を通して、ジュース(甘い飲み物)が飲用されている。糖分の過剰摂取による生活習慣病の発症も危惧されることから注意が必要である。



(生活に関するアンケート調査結果)

4) 野菜の摂取状況

平成26年度、平成28年度生活に関するアンケート調査結果を比較すると、「1食に2皿以上の野菜を食べている」と回答した割合は大人では増加したが、幼児から中学生にかけては減少傾向にある。40歳代以上では野菜を意識して摂取されているが、健康な体を作っていく必要がある子ども達はあまり摂取されていないことが分かる。このことから、食事づくりを担う親の世代に野菜摂取の大切さを知ってもらい、しっかりと野菜を食べる習慣を子どもだけではなく家族全体で考える必要がある。

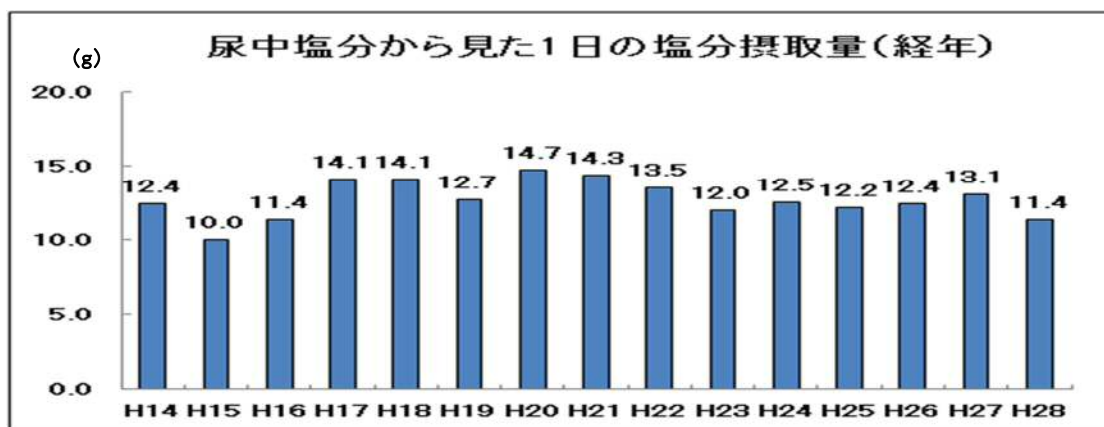


(生活に関するアンケート調査結果)

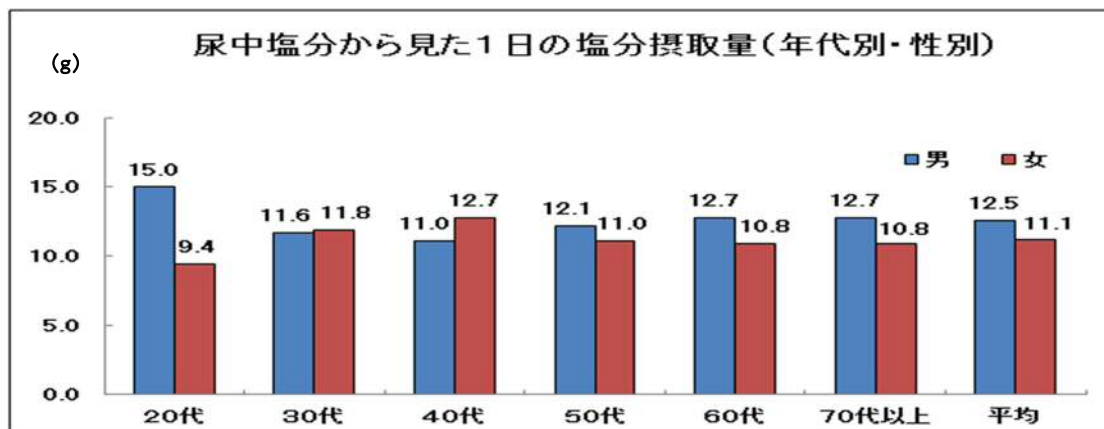
5) 塩分摂取の状況

平成14年度から平成28年度までの健診時に実施している尿中塩分量の経年推移をみると、尿中に排出される塩分量は、平成15年度に10gになったものの、その後は年々増加し、平成20年度には14.7gとなった。地域において減塩活動に力を入れることで、少しずつではあるが、減少傾向にはあるものの、国が目指す男性8g未満、女性7g未満より高い摂取となっている。また、年代別・性別を見ると若い世代や男性への働きかけも必要であると考えられる。

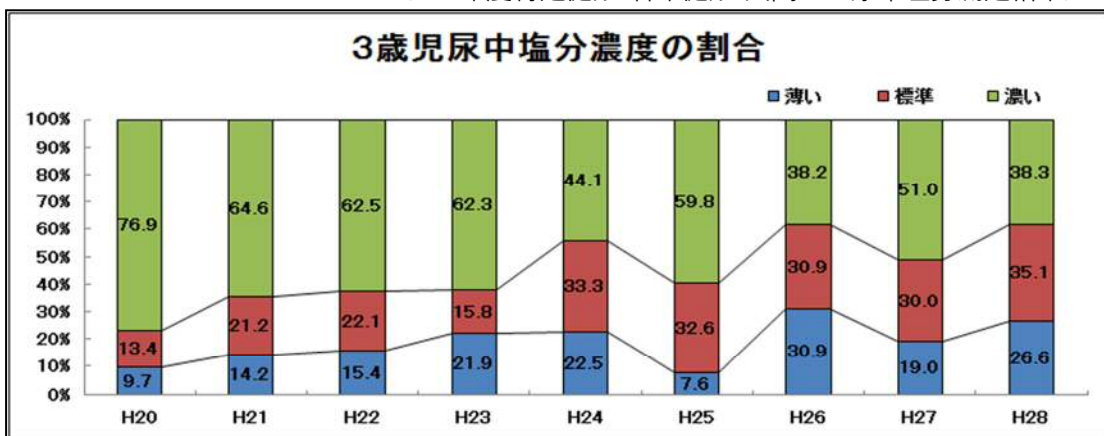
3歳児健診の際にも尿中塩分量の測定を実施しているが、平成20年度から比較すると尿中塩分濃度の濃い子どもの割合は減少傾向にあるが、約4割の子どもが濃く、塩分摂取量が多いことが考えられるため、子どもから大人までライフステージに沿った減塩対策が今後も必要である。



(特定健診・人間ドック尿中塩分測定結果)



(H29年度特定健診・若年健診・人間ドック尿中塩分測定結果)

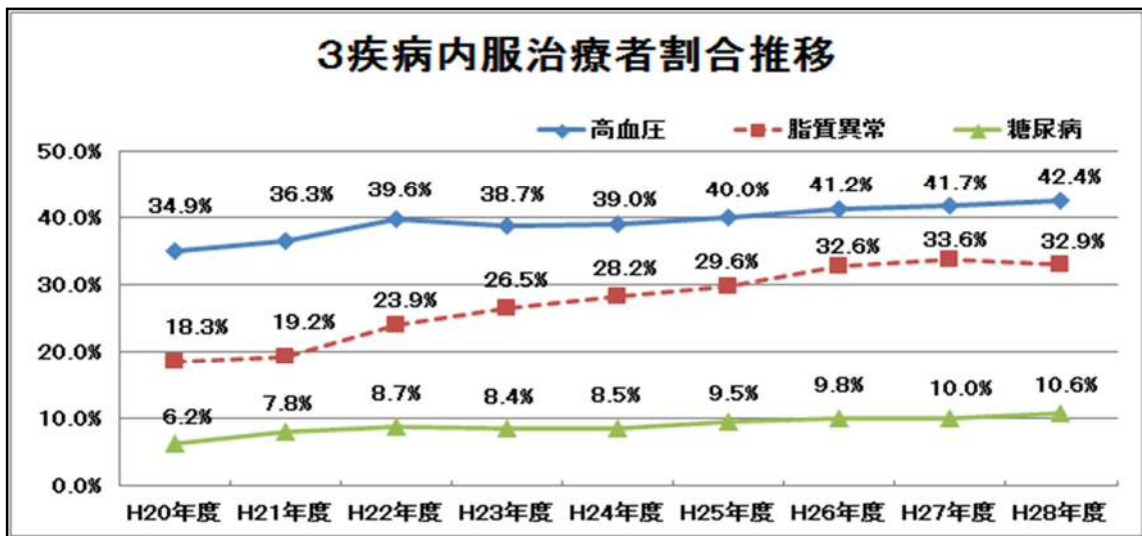


(3歳児健診尿中塩分検査)

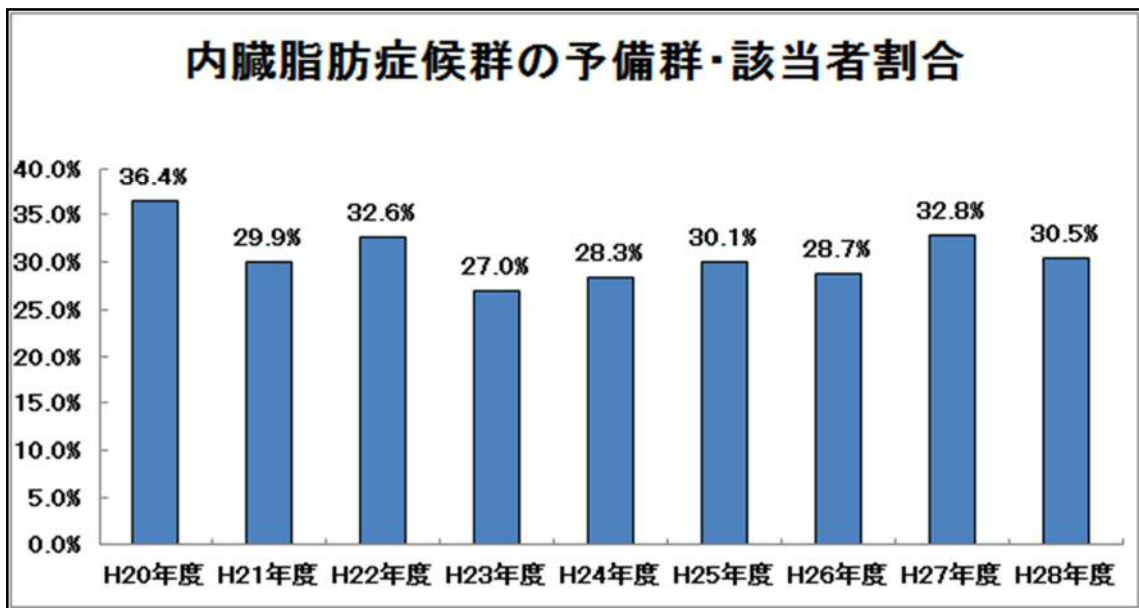
食に関する健康上の問題

1)生活習慣病の罹患状況

3疾病の内服治療者割合を見ると高血圧疾患・脂質異常症疾患・糖尿病性疾患、いずれも増加傾向にあり、特に高血圧疾患の罹患率が高い状況にある。また、内臓脂肪症候群の予備群・該当者の割合をみると約3割の方が該当しており、生活習慣病予防の観点からも肥満対策や高血圧の要因として塩分摂取が関わってくることから、食生活の見直しや改善を図り、減塩活動の継続も必要である。



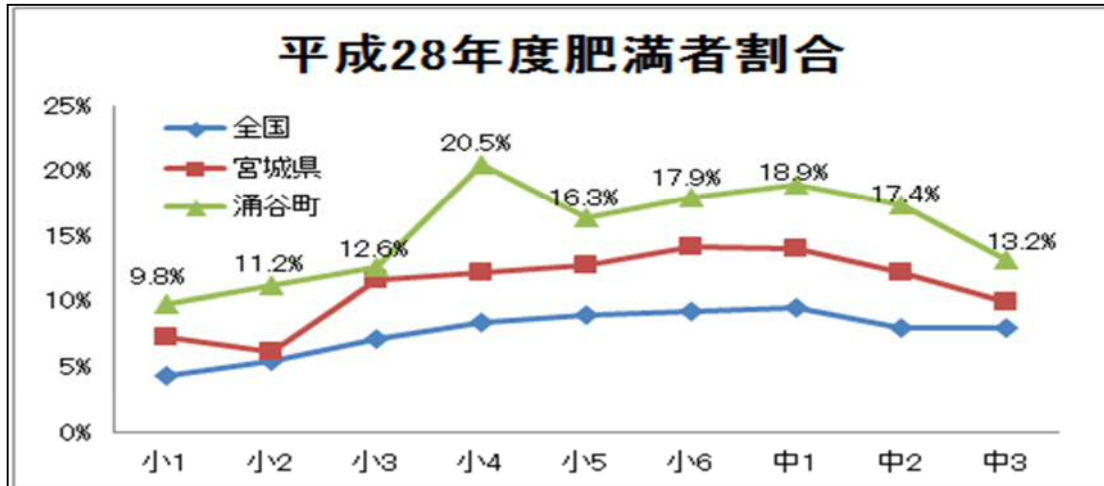
(平成28年度特定健診法定報告)



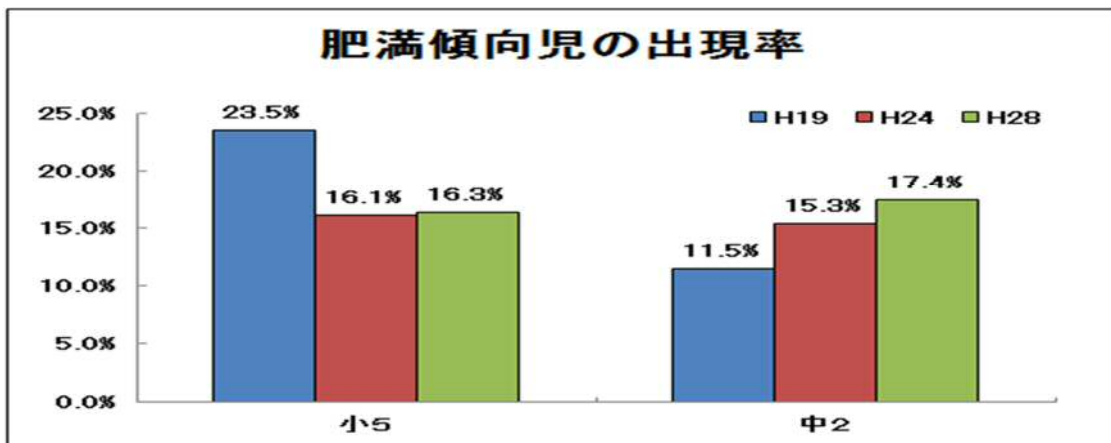
(平成28年度特定健診法定報告)

2) 肥満の状況

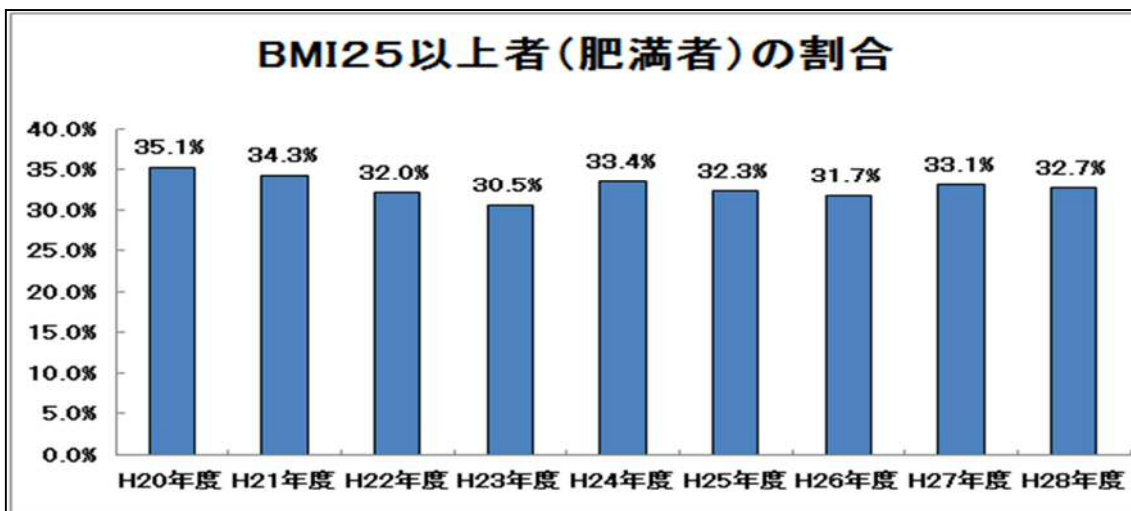
涌谷町の児童・生徒の体格の現状を見ると、全国や宮城県と比較しても肥満の割合が高くなっている。特に小学校の中学年から高学年にかけての増加が著しい。成人に関しても、特定健診受診者のBMI25以上者(肥満者)は約3割である。



(生活に関するアンケート調査)



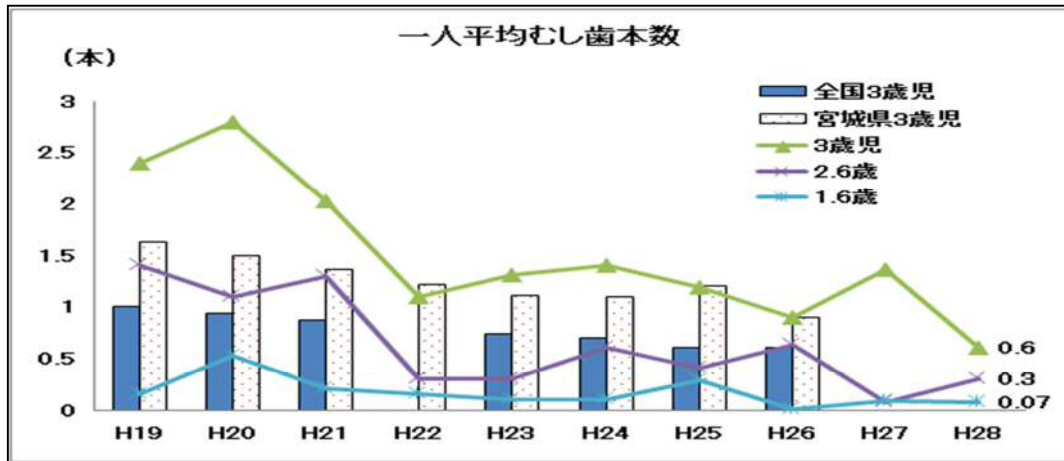
(生活に関するアンケート調査)



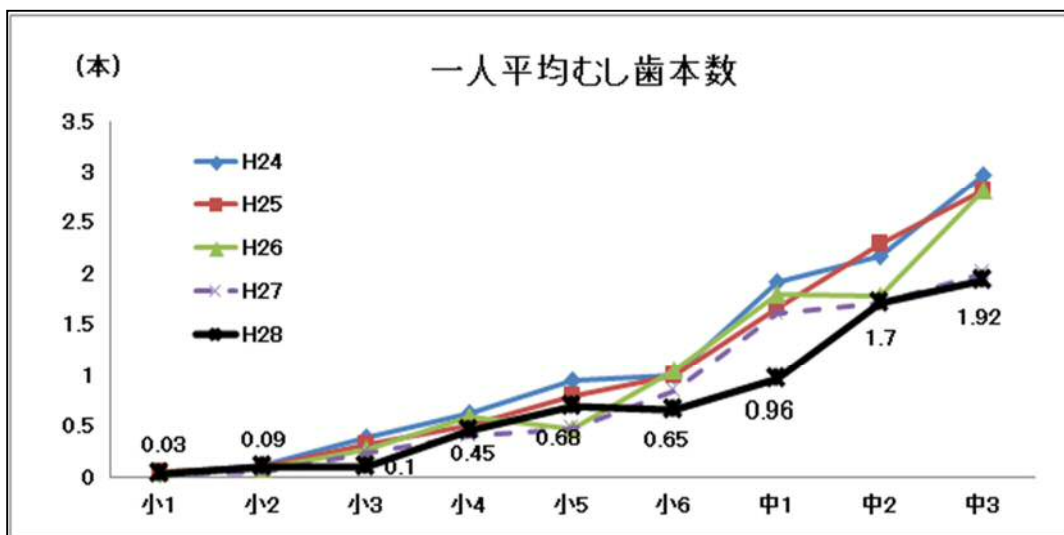
(平成28年度特定健診法定報告)

3)むし歯の状況

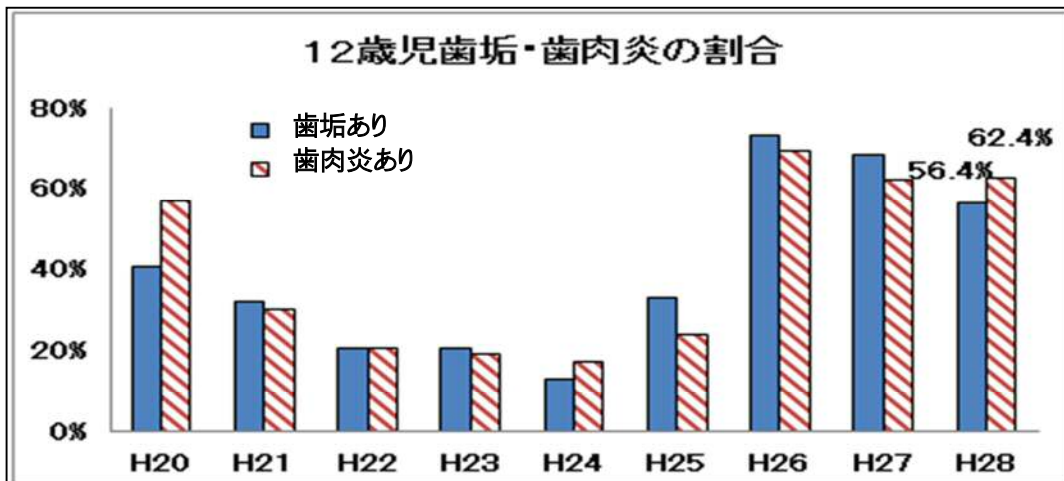
一人平均のむし歯本数は減少傾向にあるが、中には一人で多数のむし歯を有する子どもも見られている。また、歯肉炎を有する子どもも平成24年度以降増加傾向にあり、甘味飲料や間食の取り過ぎが考えられる。



(生活に関するアンケート調査)



(生活に関するアンケート調査)

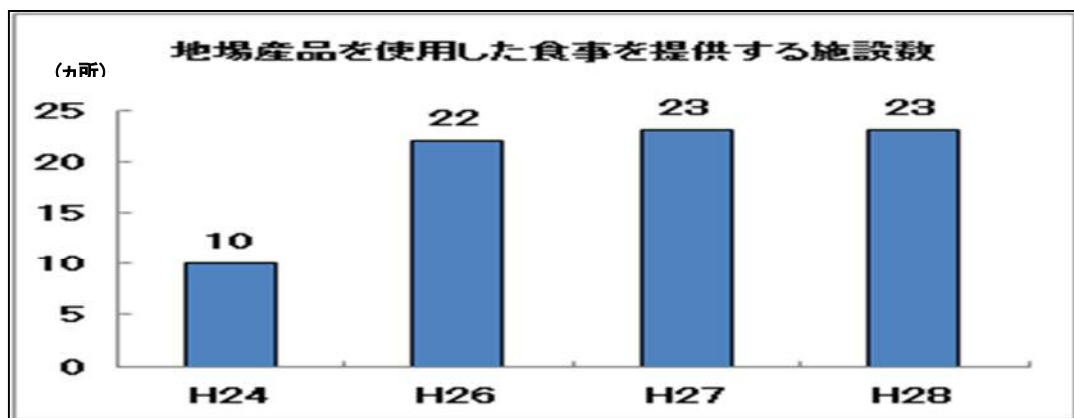
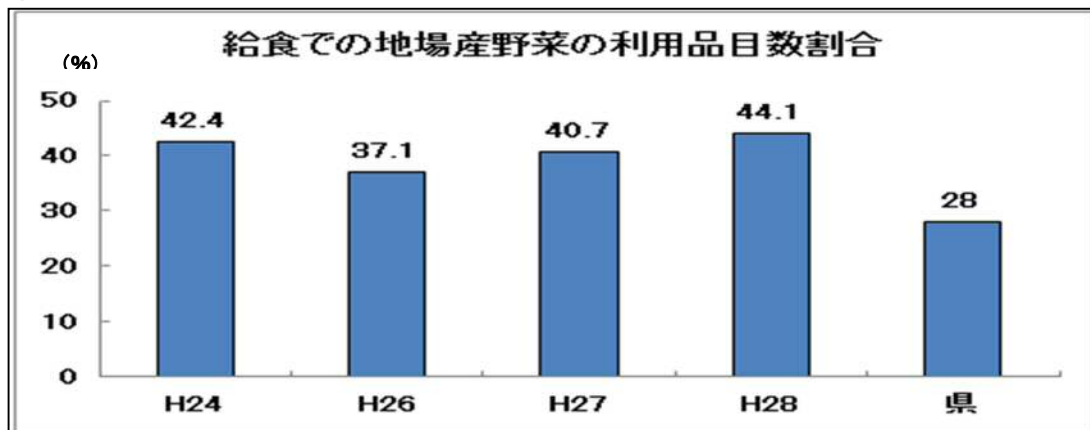


(生活に関するアンケート調査)

地産地消の取り組み

1) 学校給食の地場産野菜使用割合

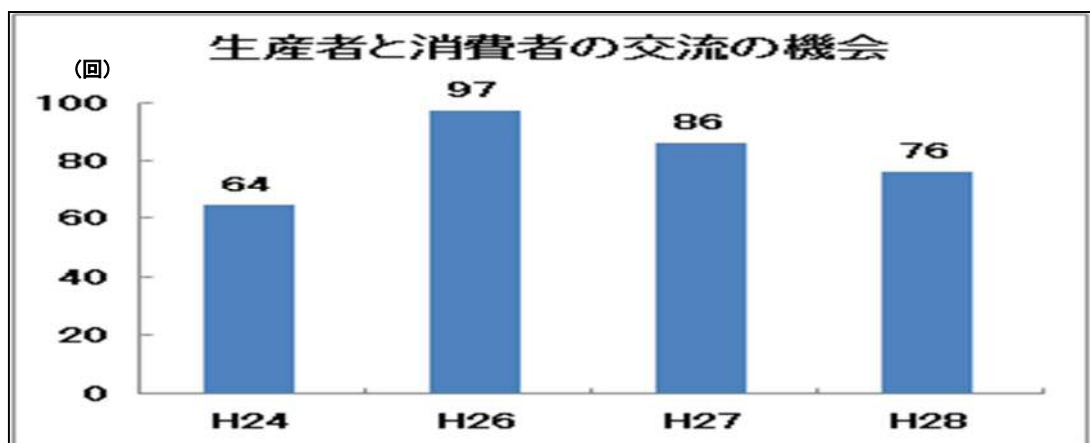
地域で生産されたものを地域内で消費する地産地消の取り組みが広がり、学校給食をはじめとして、町内で集団給食を提供する施設や飲食店でも地場産野菜の利用が進められてきている。



(町内給食施設と飲食店)

2) 農業体験学習に取り組む園・学校数

町内の幼稚園・保育所・学校の全てで各施設の畑などを活用し、栽培活動を行っているが、生産者と消費者の交流の機会が減少傾向にあるため、交流を図りながらの体験を推進していく必要がある。



第2次涌谷町食育推進計画の評価

(1) 評価の基準

目標達成状況の評価は、平成24年度の調査値と比較し、評価区分を4段階に分けて評価しました。

評価区分	項目数(達成率:%)
A:目標達成	17(50%)
B:改善傾向(目標値に達していないが、改善が見られたもの)	4(12%)
C:ほぼ変化なし	0(0%)
D:悪化したもの	13(38%)

(2) 評価の結果について

A:目標達成

- 朝食を欠食する割合の減少(幼児・幼児保護者)
- 味噌汁塩分濃度0.6%以上の割合を減らす(3歳児健康診査・食育セミナー)
- 甘味飲料の摂取頻度(3歳児健康診査・幼児・小学生・中学生・成人)
- 一人平均むし歯本数を減らす(3歳児健康診査・DMF 指数[12歳児])
- 農業体験学習に取り組む幼・小・中学校数
- 生産者と消費者の交流の機会
- 地場産品を使用した食事を提供する施設数
- 各組織、団体と連携した事業
- 食育推進ボランティア数(人)
- 広報わくや、食育新聞などで情報を発信した数

B:改善傾向

- BMI 基準該当者の割合増加
- 随時尿でのウロソルトペーパーによる簡易的な塩分摂取量の減少(男性・女性)
- 給食の地場産野菜などの利用品目数の割合

D:悪化傾向

- 朝食を欠食する割合の減少(小学生・中学生)
- 子どもの肥満者割合の減少(小学5年生・中学2年生)
- 1食2皿以上の野菜を食べる割合
(3歳児健康診査・幼児・小学生・中学生・成人)
- 郷土料理、季節の行事食伝承教室の開催回数
- 朝食を家族と一緒に食べる割合(幼児、小学生、中学生)

第2次涌谷町食育推進計画に掲げる評価指標の推移

施策	プラン	評価指標	評価項目	現状値 (H24年度)	H28年度	結果	目標値
1 食を通じた健康づくり	1 健康的な食習慣の定着	朝食を欠食する割合の減少 (食べないと回答した割合)	幼児 (生活に関するアンケート)	0.9%	0.4%	A	維持
			小学生 (生活に関するアンケート)	0.4%	0.6%	D	維持
			中学生 (生活に関するアンケート)	0%	6.6%	D	維持
			幼児保護者 (生活に関するアンケート)	9.2%	8.1%	A	維持
		BMI基準該当者の割合増加	BMI 25以下 (特定健診法定報告値)	66.6%	67.3%	B	70%
		子どもの肥満者割合の減少 (軽度肥満以上)	小学校5年生 (生活に関するアンケート)	16.1%	16.3%	D	減らす
			中学校2年生 (生活に関するアンケート)	15.3%	17.4%	D	減らす
		味噌汁塩分濃度0.6%以上の割合を減らす	3歳児健康診査	68.1%	48.0%	A	減らす
			食育セミナー	今後把握	71.0%	A	今後把握
		随時尿でのウロノルトペーパーによる簡易的な塩分摂取量の減少	男性(特定健診・健康診査)	13.2g	12.5g	B	9g
			女性(特定健診・健康診査)	11.7g	10.9g	B	7.5g
		1食2皿以上の野菜を食べる人の割合	3歳児健康診査	(H25年度値) 42.7%	37.9%	D	増やす
			幼児 (生活に関するアンケート)	(H26調査値) 34%	26.4%	D	増やす
			小学生 (生活に関するアンケート)	(H26調査値) 33.5%	32.4%	D	増やす
			中学生 (生活に関するアンケート)	(H26調査値) 58%	53.4%	D	増やす
			成人 (特定健診時生活アンケート)	(H25年度値) 69.7%	71.3%	D	増やす
		甘味飲料の摂取頻度 (毎日飲む)	3歳児健康診査	(H24年度値) 74.5%	70.2%	A	減らす
			幼児 (生活に関するアンケート)	(H26調査値) 25.8%	24.0%	A	減らす
			小学生 (生活に関するアンケート)	(H26調査値) 31.1%	28.9%	A	減らす
	中学生 (生活に関するアンケート)		(H26調査値) 60.4%	37.5%	A	減らす	
	成人 (特定健診時生活アンケート)		(H25年度値) 10.6%	5.3%	A	減らす	
	2 歯と口腔の健康づくり	一人平均むし歯本数を減らす	3歳児健康診査	1.4本	0.6本	A	1本以下
			DMF指数(12歳児)	1.9本	1.0本	A	1本以下
2 地産地消の推進	1 生産者と消費者との交流の促進	農業体験学習に取り組む幼・小・中学校数	H24年度の小・中学校の取組校数を現状値とした	5校	10校 (統合により1校減少)	A	6校
		生産者と消費者の交流の機会		64回	76回	A	増やす
	2 安全安心な食材の提供と確保	給食の地場産野菜などの利用品目数の割合	H24年度の給食センターでの利用割合を現状値とした	42.4%	44.1%	B	50%
		地場産品を使用した食事を提供する施設数	給食施設、飲食店を含む	10ヶ所	23ヶ所	A	増やす
3 伝承・食文化の発信	1 郷土料理・行事食の伝承	郷土料理・季節の行事食伝承教室の開催回数		35回	27回	D	増やす
	2 食を通じた心の育成	朝食を家族と一緒に食べる割合	幼児 (生活に関するアンケート)	80.1%	79.3%	D	80.7%
			小学生 (生活に関するアンケート)	67.6%	61.6%	D	71.8%
中学生 (生活に関するアンケート)	45.5%	43.0%	D	52.9%			
4 食育推進体制の充実	1 各組織や団体との連携と強化	各組織・団体と連携した事業数		16回	25回	A	増やす
	2 人材育成と活用	食育推進ボランティア数(人)	わくや食育応援団登録団体会員数	66人	1,998人 (10団体)	A	増やす
	3 情報の発信	広報わくや・食育新聞などで情報を発信した数		24回	32回	A	増やす

食育推進計画の構成図

基本理念

「人と人とのつながりを大切にし、湧谷の『食』を次世代につなげる」

基本目標

- わくやの食材と食文化の継承を通して すこやかな心とからだを育もう
- 食の大切さを伝え 食を選択する力を身につける環境づくりをしよう

食育推進の視点

【知る】という視点

食と健康に関する知識および選択する力の習得

【作る】という視点

体験・実習などの機会の確保

【育む】という視点

豊かな心を育むための五感(感覚)を養う

6つの視点

【活かす】という視点

地場産品と地域の人材を活かした食育推進

【伝える】という視点

食文化の伝承と食に関わる情報の発信

【つなげる】という視点

ひと・もの・ところがつながるネットワークの強化

重点施策

施策1:食育を通じた健康づくり

- プラン1 健康的な食習慣の定着
- プラン2 歯と口腔の健康づくり

施策2:地産地消の推進

- プラン1 生産者と消費者との交流の拡大
- プラン2 安全安心な食材の提供と確保
- プラン3 環境に配慮した食生活の実践

施策3:食文化の伝承・発展

- プラン1 郷土料理・行事食の伝承
- プラン2 食に関する心の育成
- プラン3 生菓を活かした健康食の普及

施策4:食育推進の環境づくり

- プラン1 各組織や団体との食育支援のネットワークの強化
- プラン2 人材の育成と活用の拡大
- プラン3 食育に係る普及啓発

食育推進の基本理念並びに基本目標

1. 食育推進の基本理念

人と人とのつながりを大切に、涌谷の『食』を次世代につなげる

町民一人ひとりが、命の源である「食」について考え、涌谷の豊かな歴史や風土に育まれた安全安心な食を受け継ぎ、新しい食文化を創造していくとともに、人と人とのふれあいや家族の団らんを通して、子どもから大人まで、みんなが健康に恵まれ、活気あふれる町づくりを目指します。

2. 食育推進の基本目標

わくやの食材と食文化の継承を通して、すこやかな心とからだを育もう

涌谷の食材や食文化を家庭や幼稚園・保育所・こども園・学校・地域で体験を通して学び、次世代へ継承するとともに、家族で食卓を囲む「共食」を通して、楽しく食事をすることや食事のマナー、食べ物に感謝する気持ちを身につけることで、健全な心身を育むことを目指します。

食の大切さを伝え、食を選択する力を身につける環境づくりをしよう

家庭や幼稚園・保育所・こども園・学校・地域・職場において、規則正しい食生活やバランスの良い食生活を学び、また涌谷の土地で培われた安心安全な地元の食材を手軽に入手できる環境づくりを考えることで、町民全員が栄養バランスの良い食生活の実践や安心安全な食材の使用など、食を選択し、実践する力を身につけることができるような環境づくりに努めていくことを目指します。

食育推進の視点

食育推進の2つの基本目標を実現していくために、6つの視点に着目して食育に取り組めます。

【知る】という視点

食と健康に関する知識および選択する力の習得

町民一人ひとりが健全な心身を育むよう、食に関する正しい知識を身につけ、自分に合った健康的な食生活の実践ができることをめざす食育を推進します。

【作る】という視点

体験・実習などの機会の確保

食べることに関して様々な興味関心を高めていくために、農業体験や調理体験などの機会を多く、作物や料理等を自ら作ることで食育を推進します。

【活かす】という視点

地場産品と地域の人材を活かした食育推進

豊かな自然環境と地元で生産された安全安心な食材や、様々な分野で地域の活性化に貢献している人材を活用した食育を推進します。

【育む】という視点

豊かな心を育むための五感（感覚）を養う

家族や地域の人々との会食や交流を通して、食の楽しさを実感するとともに、確かな味覚の形成につながる感覚を養うための食育を推進します。

【伝える】という視点

食文化の伝承と食に関わる情報の発信

豊かな自然や歴史に培われた伝統的な行事や作法などの食文化を、次世代に伝えていくことをはじめ、食に関する様々な情報を発信することで食育を推進します。

【つなげる】

という視点

ひと・もの・こころがつながる

ネットワークの強化

食育の推進を通して、ひと・もの・こころがつながっていくためのネットワークを強化します。

食育推進の重点施策

食育推進の基本理念を達成し、2つの基本目標を実現するため、特に重点的に取り組む4つの施策を掲げて食育を推進します。

施策1 食育を通じた健康づくり

基本的な食習慣を身につけることを目標とし、生涯にわたる生活習慣病の予防と、楽しく食事をするために必要不可欠な口腔機能の維持(ケア)を重要課題と位置づけて進めます。

プラン1 健康的な食習慣の定着

① 「第二次 わくや健康ステップ21計画」の推進

平成24年度に策定した「第二次 わくや健康ステップ21計画」の目標達成に向けて、子どもの頃からの生活習慣病の発症予防に重点をおいた生活習慣病予防・重症化予防対策のための食生活改善事業に取り組みます。

② 「早寝・早起き・朝ごはん」推奨運動の展開

心身ともに元気な子どもを育てるために「早寝・早起き・朝ごはん」や^{*}ルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブ(体を動かす)で健やかに伸びル)を推奨し、家庭や幼稚園並びに保育所、こども園・学校などの教育分野との連携のもと基本的な生活習慣の定着を図ります。

③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の推進

健全な心身の発育・発達や健康の維持・増進に必要な食生活を実践するためには、適切な食事の質と量を知ることが重要です。そのために、主食・主菜・副菜を組み合わせた食生活の実践と、「何を」、「どれだけ」、「どのように」食べれば良いのかを^{*}「食事バランスガイド」を活用し、子どもの頃から身につけられるように推進します。

※ルルブル

子どもの望ましい生活習慣を確立するために、家庭だけでなく、学校・企業・地域などがお互いに協力して、社会全体で子どもを育む機運を醸成していくことを目的に平成21年11月に「みやぎっ子ルルブル推進会議」を設立し、「しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル」を推進しています。

※「食事バランスガイド」

望ましい食事の組み合わせを「コマ」のイラストで分かりやすく示したものです。「何を」、「どれだけ」食べれば良いのか、その具体的な内容や分量が主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5区分で表示されています。



プラン2 歯と口腔の健康づくり

① 幼児・学童・思春期における歯科保健事業の推進

行政、幼稚園、保育所、こども園、学校、医療機関など多くの関係機関との協働により、フッ化物洗口や歯磨き指導を通して、乳幼児期からのむし歯予防に努めます。また、口腔機能の大切さを啓発しながら、全身の健康を守るという意識を普及させるとともに、歯と口腔の健康づくりを実践できるように支援します。

② 成人における歯科保健事業の推進

成人歯科健診の実施により、むし歯や歯周病などの早期発見と早期治療に努めます。また、健康教室等で歯や口腔に関する情報提供や学ぶ機会を作り、自らが自分の歯や口腔を大切にする力を育てます。

③ 8020運動の推進

生涯自分の歯でよく噛んで食べることが栄養の吸収はもとより、コミュニケーションなどQOL(生活の質)の向上のために不可欠なものと言えます。

口腔機能の重要性と具体的な*口腔ケアの方法を啓発し、80歳になっても20本以上自分の歯を保つことができるように支援します。

* 口腔の疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションにより、生活の質の向上を目指した科学であり技術。

○「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事とは」

「主食・主菜・副菜」は1食単位の基本となる料理の組み合わせです。

食品には多種類の栄養素が含まれていて、それぞれの食品に含まれる栄養素の種類は食品により異なります。「主食・主菜・副菜」を基本とすることで、多様な食品から、必要な栄養素をバランスよく摂ることができます。

主食：ごはん、パン、めん類などで炭水化物を多く含み、エネルギーのもとになります。

主菜：魚や肉、卵、大豆製品などを使ったおかずの中心となる料理で、たんぱく質や脂質を多く含みます。

副菜：野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含みます。



施策2 地産地消の推進

涌谷の耕土で生産される「ササニシキ」や「ひとめぼれ」に代表される米をはじめ、高機能性食品である「金のいぶき」の推進、“涌谷ブランド”として評価の高いほうれん草や小ねぎ、水菜など町内で生産される安全な食材を、安心して食べられるように環境との共生に配慮した地産地消の取り組みや食品ロスの削減等、環境にも配慮した食育を推進します。

プラン1 生産者と消費者との交流の拡大

① 体験学習を通じた食育の推進

幼稚園・保育所・こども園・学校における農園や実習田など、地域の身近な田畑や農業施設を活用した、農作業や生産体験学習などの取り組みの拡大を促進するために支援します。

② 生産者と消費者の交流の推進

採れたての物の味を味わうために、地場産品の購入を促すとともに、消費者と生産者の顔が見える関係を築くため、農産直売所における交流の機会の提供を進めます。

プラン2 安全安心な食材の提供と確保

① 安全安心な食材の供給体制の確保

生産者や食品関連業者などが食の安全安心の確保の必要性を理解し、自ら取り組むことが重要であることから、その取り組みを促進します。

② 給食施設での地場産物の使用率向上の促進

学校給食での地場産物の使用割合を増加させるとともに、町内のこども園や保育所・病院・福祉施設などの給食提供施設において、旬の地場産物を使用した給食の提供ができるような体制づくりを促進します。

③ 地場産物の消費拡大

家庭の食卓で地場産の野菜や米を選択するよう促すとともに、日本型食生活の中心である米を主食とした料理の普及により、米の消費拡大につなげます。

※ 米は小麦からできているパンやめん類よりもゆっくりと消化・吸収されるため、腹持ちが良く、また、噛む回数も多くなり、咀嚼力を鍛えること、脳への血流が良くなり集中力が高まります。

プラン3 環境に配慮した食生活の実践

① 給食提供施設の※食品ロス対策の推進

食べ物への感謝の気持ちや大切にすることを育むことと、また、給食が提供されるまでの背景を理解することで、食品ロスの削減につなげます。

※ 食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。



【金のいぶき】

日本初の産金地・涌谷町では、基幹産業が稲作を中心とした農業であり、歴史的背景と産業の強みを生かすため、平成29年度から作付けを強化している。。

施策3 食文化の伝承・発展

「おぼろ豆腐」に代表される涌谷の郷土料理や、我が家に伝わるおふくろの味を伝承していくとともに、母から子へ伝えていきたい新しい涌谷の味を、創造し伝えていく取り組みを進めていきます。また、命の源となる食への感謝の気持ちや食に関する作法などを学び、食を通した豊かな心を育む取り組みの推進や生薬を活かした健康食の推進をします。

プラン1 郷土料理・行事食の伝承

① 地域実践活動の支援

地域で受け継がれる郷土料理を、研修会や調理体験などを通して、地域の食文化や基本的な作法を学ぶ場を提供します。

② 給食施設における郷土料理や行事食の提供

おぼろ豆腐に代表される郷土料理や、四季折々の行事食を提供する場を設けることで、地元の食材を活かした食文化を伝えます。

プラン2 食に関する心の育成

① 家族の団らんを通して

家族と一緒に食卓を囲むことで家族の絆を深め、「いただきます・ごちそうさま」のあいさつや食事のマナーや感謝の気持ちなどが身につくよう、家庭を中心に進めます。

② 給食を通して

給食を通して、これまで触れることの少なかった食材や料理の発見、仲間と食べる楽しさを実感すると共に、給食を作ってくれた人への感謝の気持ちを持って残さず食べるなど、食べ物を大切にしていける心を育てます。

③ 世代間交流を通して

地域で行われる世代間交流の場面を通して、高齢者から食文化や基本的な作法、食事への感謝の気持ちなどを、次世代に伝えます。

プラン3 生薬を活かした健康食の普及

① 薬膳料理等の体験事業の実施

一汁三菜のお膳型の食文化を基本とした、風土、季節の食材を選んで組み合わせた薬膳料理を料理講習会や生薬の研修会を通して普及します。

施策4 食育推進の環境づくり

食育に関する施策を効果的に進めるためには、家庭や地域、学校、幼稚園、保育園、職場、関係団体、行政、そして町民一人一人が連携・協働し、それぞれの役割に応じて主体的に活動していくことが必要になってきます。そのためには、各関係機関の関係者が連携・協働した取り組みが促進されるように支援します。

プラン1 各組織や団体との食育支援のネットワークの強化

① 涌谷町食育推進本部の設置と運営

② 涌谷町食育推進協議会の設置と開催

食育の取り組みを互いに共有し、補完しあいながら実効性の高い活動を目指していくために、食育を推進する各組織や団体で構成する食育推進協議会を開催します。

プラン2 人材の育成と活用の拡大

① 食育推進事業を通じた人材の育成

食育に関する事業などへの参加を通して、食育を多面的に推進していくために必要な人材の発掘と育成をします。

② 人材登録システムの拡大と活用

食育がスムーズに推進されていくよう、地域で活躍している食育推進ができる人に人材登録をしていただき、必要に応じて食育推進応援団の活動の場を支援します。

③ 食育コーディネーターや食育推進ボランティアの活用

県が養成した「みやぎ食育コーディネーター」や「食育推進ボランティア」を活用し、食育推進活動の展開を図ります。

プラン3 食育に係る普及啓発

① 食育に関する情報の発信

広報誌やホームページ、あるいは食育を啓発していく事業を通して、町民に広く食育の取り組み事例などを紹介します。

② 食育を啓発していくための講演会やイベントの継続開催

食育を啓発していくために、講演会やイベントを開催し、さまざまな情報を発信していくとともに、町民の食育への関心を高めていくために継続的に事業を展開します。

③ 子どもや働き盛り世代への食育の普及の強化

行政、幼稚園、保育所、こども園、学校など多くの関係機関との協働し、子ども達の食への関心を高めるとともに、「わくや産業祭」などの働き盛り世代が集まるイベントと同日に「食育推進大会」を開催するなど、幅広い世代の方へ食育の関心を高めるような事業を展開します。

食育推進の取り組み

1. ライフステージに応じた食育の取り組み

人は、乳幼児期から発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送る基本となる「食を営む力」が育まれます。

また、食は、からだを育むだけでなく、心を育むという重要な役割を果たしており、精神面への影響も大きいことから「食は人間形成の基本」とも言えます。

特に、一人ひとりの食習慣は、長い年月をかけて形成されていくために、一度身についた食習慣を変えることが困難であることは町民の姿からも見てとれるところです。

このため、本計画では、基本理念や基本目標を具現化していくために、妊娠期・乳幼児期から段階的に各世代の身体的、精神的、社会的な特徴を踏まえ、6つのライフステージに応じた食育の取り組みを進めます。

ライフステージに応じた食育のテーマ



※ 各ライフステージの取り組みの方向性については P21～23 参照
各取り組み内容については P24～27 参照

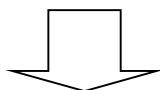
1. 妊娠期・乳幼児期（おおむね0～5歳） テーマ「食習慣の基礎づくり」

・妊娠期は、赤ちゃんの発育に必要な栄養はすべて胎盤を通じて母体から与えられるため、栄養バランスを考えた十分な栄養が必要です。そのため、妊娠期には特に規則正しい食生活の重要性を認識し、親になることへの自覚と責任を持つことが大切になってきます。

・乳児期は、一生のうちで最も著しく成長発達する時期であり、食生活の基礎を形成する大切な時期です。この時期の食である授乳を通して、栄養面だけでなく、親子のふれあいにより精神的な安定や信頼感を身につけていきます。

・幼児期は、食事や睡眠、遊びという活動の中で食の体験を広げます。また、食生活を左右する味覚もこの時期に形成されますが、自我の芽生えによって偏食や小食といった問題も起きてくることから、「お腹がすいた」という感覚を持てるような食習慣や食リズムの基礎づくりの大事な時期でもあります。

この時期は、子どもの個人差に配慮し、家族や友だちと楽しい雰囲気での食事を心がけることや、いろいろな食品に親しみ、味わい、触れるなど多くの体験が必要です。家庭を中心に、こども園・保育所・幼稚園・児童館などとも連携し、食育に取り組むことが大切です。



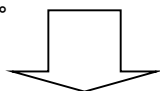
《取り組みの方向性》

- 栽培、調理などの「見て」「触れて」「味わう」体験を通して、食に関心を持ち、感謝の気持ちや食への五感を育てる
- 食習慣や生活習慣の基礎を身につける
- 「お腹がすいた」という食リズムを身につける

2. 学童期（おおむね6～12歳） テーマ「望ましい食習慣の定着」

学童期は心身ともに成長の幅が大きく、食習慣の基礎が確立する時期です。

正しい食事を理解し、望ましい食習慣を身につけ、からだの成長に合わせて、自分でも健康管理することができるようになることが望まれます。しかし、時代の変化とともに、家族間の生活時間のずれ、核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭の増加に伴い、家族揃っての食事の機会が減少し、朝食の欠食や孤食、偏った食事による肥満などの問題も生じています。このため、家庭と学校、地域などが連携し、家族と食卓を囲んだ楽しい食事や学校給食、体験活動を通して、望ましい食習慣を身につけることが大切です。

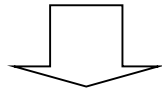


《取り組みの方向性》

- 食に関わる体験学習や活動を通して、食への関心を高め、食の大切さを知る
- 食事の準備や調理できる力を身につける

3.思春期（おおむね13～18歳） テーマ「食への関心を高め実践できる基礎づくり」

思春期は、部活動や塾通い、受験勉強などにより、生活リズムが不規則になりがちです。また、友達と過ごす時間が増え、さらに家族間の生活時間のずれなどから、家庭での食に関する教育が難しい時期です。自分の考えに従った行動をとるようになり、友達やマスメディア、SNSなどからの影響も受けやすくなり、誤った認識による過度のやせ思考や過食、偏食による肥満など、将来の健康に影響を及ぼす問題も生じやすくなります。そのため、この時期の食生活が生涯の健康にも大きく関係していくことから、これまで培ってきた望ましい食習慣と生活リズムを維持していく必要があります。



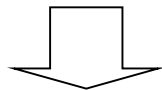
《取り組みの方向性》

- 自分の健康に関心を持ち、食べ物と健康の関係について意識を高める
- 健全な食生活に必要な正しい知識や自立のために必要な調理技術を習得する

4.青年期（おおむね19～39歳） テーマ「充実した食生活の確立」

青年期は、就職や結婚・妊娠・出産・子育てなど、社会的にも家庭的にも生活に大きな変化がある時期です。

心身ともに充実し、働き盛りといわれる時期で、仕事や子育てにおける役割も増えます。多忙なことから生活リズムが不規則になりがちで、朝食を食べていない人も多く見られます。この時期の食生活が、次の壮年期以降の健康に大きな影響を及ぼすことにもなるため、自ら食に関する正しい情報を選択する知識を持ち、望ましい食生活習慣の維持や改善に努めることが大切です。また、子どもを持つ人は、町の食を育む自然環境や食文化、産業などを見つめ直し、子どもに対し、食に関する知識や情報を教え、食についての関心を高める役割が重要になってきます。



《取り組みの方向性》

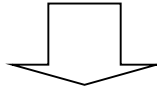
- 自らの健康状態を把握し、望ましい食生活を実践する
- 食に関する正しい情報を選択する力を身につける
- 子どもと一緒に食育の関心を高める

5.壮年期（おおむね40～64歳） テーマ「生活習慣病を予防する食生活の見直し」

壮年期は、職場や家庭、地域においての中心的な存在となり、役割も多くなる時期です。

多忙なこともあり、ストレスを受けやすくなる一方、仕事や子育てが優先され、自分の健康管理がおろそかになる傾向があります。

涌谷町の特定健診結果や疾病の状況を見ると、年々肥満者の割合が増加傾向にあり、高血圧症をはじめ糖尿病や高脂血症で治療する人の割合が増加していることから、健康や食生活の管理が十分にできていない現状が伺われます。これらのことから、体の変化を理解し、健全な食生活や規則正しい生活習慣を守り、自分の健康管理に努めていくことが必要になります。また、これまで培ってきた食文化を家庭や地域活動において、次世代へと継承させる役割が期待されています。



《取り組みの方向性》

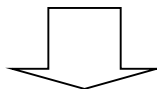
- 適切な栄養バランスと食事量で、適正体重を維持し、健康管理に努める
- 食品の安全性に関する知識や地域の食文化、郷土料理などの知識を高め、地域や家庭、次世代に伝える

6.老年期（おおむね65歳～） テーマ「食を通じた豊かな生活の実現」

老年期は、退職や子どもの自立などの節目を迎え、社会的にも精神的にも大きな変化が生じます。また、身体的にも体力の低下が進み、健康に対する不安を抱える時期でもあります。

そのため、望ましい生活習慣や食習慣を維持し、健康管理に努める必要があります。また、町の高齢化が進む中で、低栄養や口腔機能の低下^{*1}、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、^{*2}フレイルなどの健康課題もみられます。単なる長寿ではなく、趣味や生きがいを持って生き生きと、住み慣れた地域で暮らしていくことが大切です。さらに、これまで培ってきた食に関する豊富な知識と経験を家族や地域へ継承するなど指導的役割も期待されています。

- ※1 骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えると、暮らしの中の自立度が低下し、寝たきりや要介護になる危険の高い状態。
- ※2 加齢とともに、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険が高くなった状態。



《取り組みの方向性》

- 歯や口腔の健康づくりを実践し、健康状態に合わせ望ましい食生活を維持する
- 様々な会に積極的に参加し、人との交流を通して、生きがいを持ち、心豊かな暮らしを目指す

◎重点的に取り組む時期

区分	取り組み内容	妊娠期・乳幼児期	学童期	思春期	青年期	壮年期	老年期	
		0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～39歳	40～64歳	65歳以上	
家庭での取り組み	施策1	「早寝・早起き・朝ごはん」を習慣づけさせるとともに実践する	◎	◎	◎	○	○	○
		「お腹がすいた」という感覚を持てるような食リズムを作る	◎	◎	◎	○	○	
		「主食・主菜・副菜」をそろえて食べることを心がける	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		望ましい食習慣を身につける(1日3回の食事と適量の間食)	◎	◎	◎	○	○	○
		野菜を食べることの大切さを知り、しっかりと食べる	◎	◎	◎	○	○	○
		塩分や糖分の取り過ぎに気をつけ、生活習慣病予防に努める	○	○	○	○	○	○
		様々な食べ物を味わうことにより、味覚の基礎を育てる	◎	◎	○			
		食と健康の関係を知り、自己管理能力や食を選択する力を身につける		◎	◎	◎	◎	○
		健康な歯や口腔を育てるために、よく噛んで食べる習慣や歯磨き習慣を身につける	○	○	○	○	○	○
	施策2	健(検)診や歯科健診を受診し、自分の健康状態を知り、健康を維持する	○	○	○	○	○	○
		低栄養予防や身体機能低下を考慮した食生活を心がける(※ロコモティブシンドローム・フレイル予防)					○	◎
		栽培活動を通して、収穫の喜びを味わい、楽しく食べることと食べ物に感謝する心を育てる	◎	◎	◎			
		米を中心とした「日本型食生活」を推奨するとともに実践する	○	○	○	○	○	○
	施策3	安心安全な地元の食材を利用した食事を作る				○	○	○
		食べ残しを減らし、資源ごみの再利用に努める				○	○	○
		年中行事を大切に、季節の行事に合わせた行事食や郷土料理を作る				○	○	○
		家庭料理や行事食などに関する知識や技術を次世代に伝える				○	○	○
		食事づくりの手伝いを通して、食を実践する力を身につける	◎	◎	◎			
	施策4	基本的な食事のマナーを身につける	◎	◎	◎			
家族で食卓を囲み、楽しい食事や食事作りで食べ物への関心を高める		◎	◎	◎	◎	◎	○	
	食育に関するイベントや研修会に参加し、食に関する知識を深める				○	○	○	

※ロコモティブシンドローム(運動器症候群)

→骨、関節、筋肉などの運動器の動きが衰えると、暮らしの中で自立度が低下し、寝たきりや要介護になる危険の高い状態。

※フレイル

→加齢とともに、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険が高くなった状態。

◎重点的に取り組む時期

区分	取り組み内容	妊娠期・乳幼児期	学童期	思春期	青年期	壮年期	老年期
		0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～39歳	40～64歳	65歳以上
学校・保育所・幼稚園での取り組み	「早寝・早起き・朝ごはん」の推奨運動を展開する	◎	◎	◎	○	○	○
	「お腹がすいた」という感覚を持てるように体を動かす取り組みを行う	◎	◎	◎			
	教育計画や保育計画の中に食育に関する計画を位置づける	○	◎	◎			
	食に関する知識を学ばせ、正しい食を選択する力を養う	◎	◎	◎	○	○	
	「お弁当の日」を設置し、親子で共に食を考える機会を作る	○	○	○			
	過度の痩身や肥満が健康に及ぼす影響と食事の関係についての知識を養う		○	○			
	フッ化物洗口や歯磨き指導によるむし歯予防を行う	○	○	○			
	園・学校農園を活用した栽培活動などの体験を通して、楽しく食の大切さを学び関心を高める	◎	◎	◎			
	米を中心とした「日本型食生活」の大切さを伝える	○	○	○			
	給食における地産地消の推進と郷土料理に触れる機会を作る	○	○	○			
	子ども達が楽しく食べる環境を作り、食べ物への興味・関心を引き出す	○	○	○			
	調理実習を通して、食への関心と実践する力を身につけさせる	○	○	○			
	PTA等と連携し、健康講話や食育講話を聞く機会を作る	○	○	○	○		
	食に関する情報を保護者に発信し、保護者の相談・助言を行う				◎	◎	◎

◎重点的に取り組む時期

区分	取り組み内容	妊娠期・乳幼児期	学童期	思春期	青年期	壮年期	老年期	
		0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～39歳	40～64歳	65歳以上	
地域・生産者・事業者での取り組み	施策1	地区活動の中で、減塩や野菜摂取の普及や生活習慣病予防について啓発する				○	○	○
		幼稚園・保育所・こども園・学校での食育の取り組みに協力する	○	○	○			
		健康推進員による家庭訪問型塩分測定を行う					○	○
	施策2	幼稚園・こども園・保育所・学校給食で地元の食材が活用できるように協力する	◎	◎				
		栽培や収穫体験の機会を提供し、生産者との交流を図る	◎	◎	◎			
		地元の郷土料理を次世代に伝えるために交流の場を作る	○	○	○			
		食育推進ボランティアが学校に出向き、食育の推進活動を行う	○	○	○			
		米を中心とした「日本型食生活」の大切さを伝える	○	○	○	○	○	○
		販売施設や飲食店では、食材の産地表示などの情報を提供する				○	○	○
		地域で開催される行事に生産者が地元の食材を提供する				○	○	○
	施策3	地区活動による交流の機会を設け、食べる楽しみを通して、高齢者の食生活を見守る						◎
		生薬を活かした健康食の料理講習会と研修会を開催する				○	○	○
	施策4	幼稚園・保育所・こども園・学校での食育に関する行事や食育講演会などへ参加協力する	◎	◎	◎	○	○	

◎重点的に取り組む時期

区分	取り組み内容	妊娠期・乳幼児期	学童期	思春期	青年期	壮年期	老年期
		0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～39歳	40～64歳	65歳以上
行政での取り組み	「早寝・早起き・朝ごはん」の推奨運動を展開する	◎	◎	◎	○	○	○
	「お腹がすいた」という感覚を持てるような食リズムを作る大切さについて伝える	◎	◎	◎			
	乳幼児健診(母子手帳交付も含む)や食育セミナーを通して、食の大切さを集団指導や試食や実習を通して伝える	○	○	○	○	○	○
	幼稚園・保育所・こども園・児童館を通して、簡単に作れるレシピの配布や栄養バランスの良い食生活について普及する	○	○	○	○	○	○
	「生活に関するアンケート調査」を継続し、食生活や生活習慣の実態の把握を行う	○	○	○	○	○	○
	各関係機関と連携し、食育の推進や生活習慣病予防の対策に取り組む	◎	◎	◎	○	○	○
	「主食・主菜・副菜」をそろえて食べることの大切さを伝える	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	事業者や個人に対して健康づくり活動の支援を行う				○	○	○
	生活習慣病予防・健康づくり事業を実施する(わくや健康ステップ2計画の推進)	○	○	○	○	○	○
	健康推進員による家庭訪問型塩分測定の実施の支援を行う					○	○
	地区活動等を通して、身体機能を考慮した調理実習や食生活の見直しや口腔機能の向上について周知する						◎
	幼稚園・保育所・こども園・学校での歯磨き指導を学校と連携して行う	○	○	○			
野菜を食べることの大切さを体験を通して伝える	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
施策2	体験を通して、地場産食材を活用した郷土料理の普及を行う	○	○	○	○	○	
	米を中心とした「日本型食生活」の大切さを伝える	○	○	○	○	○	○
施策3	共食の大切さについて伝える	○	○	○	○	○	○
	生薬を活かした健康食の料理講習会と研修会の開催を支援する				○	○	○
施策4	食育推進に協力できる人材を把握し、適宜その情報を提供する				○	○	
	関係機関と連携し、食育推進を目的としたイベントを開催する(食育推進大会の開催や大型量販店での食育キャンペーン等)	○	○	○	○	○	○
	6月・11月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の周知並びに啓発を行う	○	○	○	○	○	○

2. 町民運動としての食育の展開

食育を円滑に推進するために、町民一人ひとりと行政・関係機関等が、それぞれの役割に応じて活動をしていくためにも、お互いの連携・協力が不可欠となります。

このため、食育推進を町民運動として展開し実践していくには、町民一人ひとりの意識の高揚と機運の醸成を図り、基本理念・基本目標に基づき、重点施策や目標値を設定します。

1) 食育推進月間の設定と啓発活動の実施

① 食育月間の設定

涌谷町の食育月間は、国が定めた6月の「食育月間」と県が定めた11月の「みやぎ食育推進月間」を活用し、行政・教育機関・関係団体及び地域が連携し周知を強化して食育推進を図ります。

② 食育の日および地産地消の日の設定

涌谷町の食育の日は、国の定めた毎月19日とし、さらに県の定めた毎月第1金・土・日曜日を「元気わくや黄金郷 地産地消の日」とし、家庭をはじめとする町民の食生活への関心を高め、各世代・各領域での食育推進に関する周知・啓発を図ります。

③ 地産地消・食育交流事業の開催

地産地消と食育の推進を目的とした交流事業の開催
「食育推進大会」の開催

2) 運動展開の期間

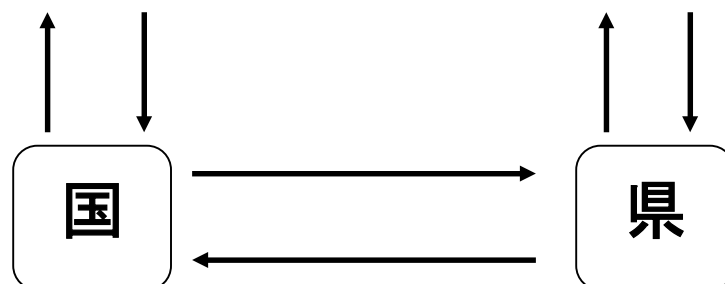
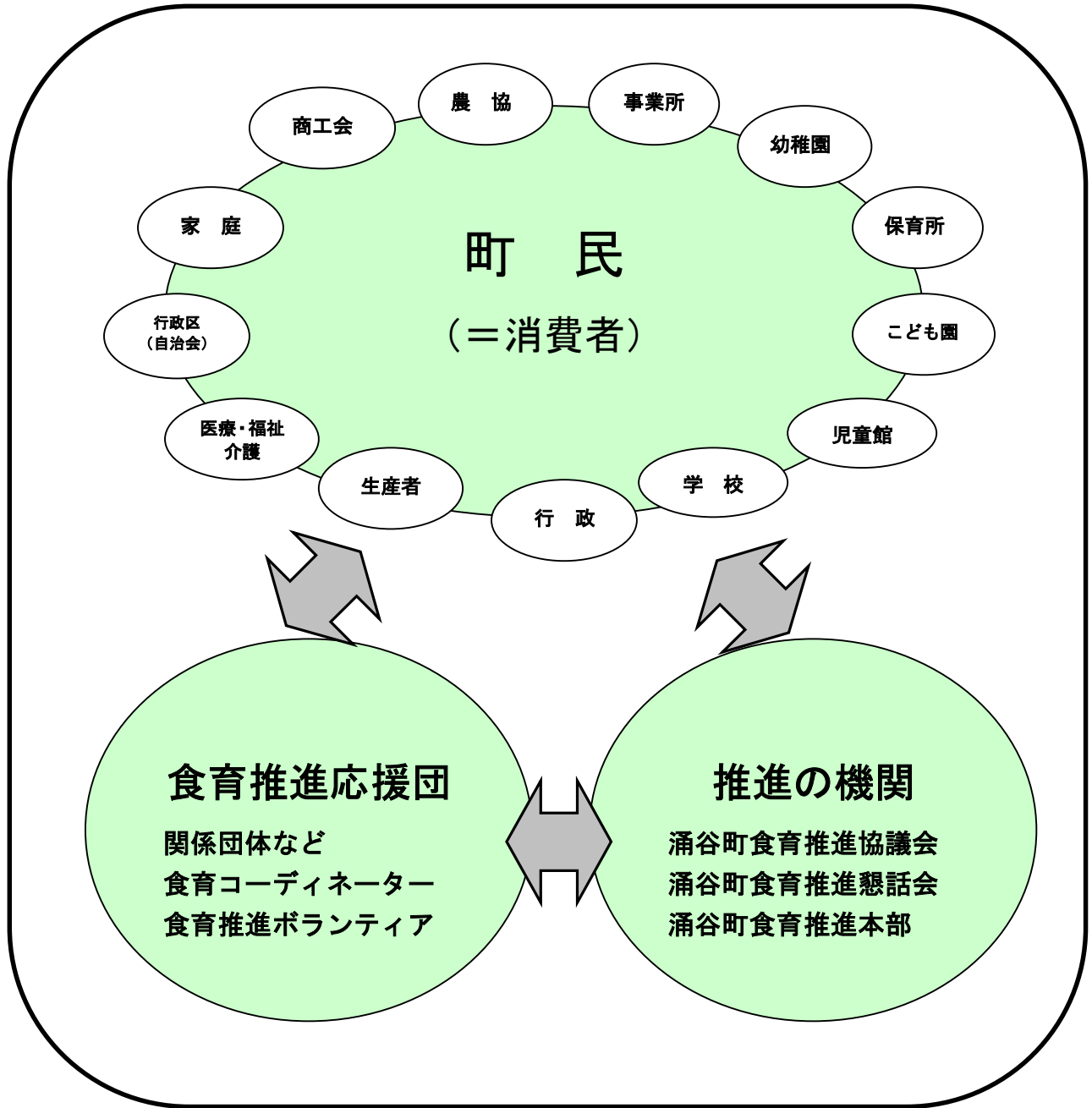
○平成30年度から平成34年度(2018～2022年度)までの5年間

第3次涌谷町食育推進計画に掲げる評価指標の推移

施策	プラン	評価指標	評価項目	参考値 (H19)	参考値 (H24年度)	現状値 (H28年度)	目標値
1 食を通して健康づくり	1 健康的な食習慣の定着	朝食を毎日食べる人の割合の増加	幼児 (生活に関するアンケート)	-	99.1%	99.6%	95%以上
			小学生 (生活に関するアンケート)	-	99.6%	99.4%	95%以上
			中学生 (生活に関するアンケート)	-	100%	93.4%	95%以上
			幼児保護者 (生活に関するアンケート)	-	90.8%	91.9%	95%以上
		BMI基準該当者の割合の増加	BMI 25以下 (特定健診法定報告値)	62.9%	66.6%	67.3%	70%
		子どもの肥満者割合の減少 (軽度肥満以上)	小学校5年生 (生活に関するアンケート)	23.5%	16.1%	16.3%	14%
			中学校2年生 (生活に関するアンケート)	11.5%	15.3%	17.4%	15%
		味噌汁の塩分濃度の濃い割合を減らす	3歳児健康診査 【塩分濃度0.6%以上】	-	68.1%	48.0%	30%
			成人(家庭訪問型塩分測定) 【塩分濃度1.2%以上】	-	-	12.7%	10%
		随時尿でのウロソルトペーパーによる簡易的な塩分摂取量の減少	男性(特定健診・健康診査)	-	13.2g	12.5g	8g未満
			女性(特定健診・健康診査)	-	11.7g	10.9g	7g未満
		主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人の割合の増加	3歳児健康診査	-	-	今後把握	把握後設定
			幼児 (生活に関するアンケート)	-	-	今後把握	把握後設定
			小学生 (生活に関するアンケート)	-	-	今後把握	把握後設定
	中学生 (生活に関するアンケート)		-	-	今後把握	把握後設定	
	成人 (特定健診時生活アンケート)		-	-	今後把握	把握後設定	
	3歳児健康診査		-	-	今後把握	把握後設定	
	1食2皿以上の野菜を食べる人の割合 ※幼児以下では1皿=50gが目安 小学生以上では1皿=70gが目安 小鉢は1皿、中皿は2皿とする	3歳児健康診査	-	(H25年度値) 42.7%	37.9%	60%	
		幼児 (生活に関するアンケート)	-	(H26調査値) 34%	26.4%	60%	
		小学生 (生活に関するアンケート)	-	(H26調査値) 33.5%	32.4%	60%	
		中学生 (生活に関するアンケート)	-	(H26調査値) 58%	53.4%	60%	
成人 (特定健診時生活アンケート)		-	(H25年度値) 69.7%	71.3%	80%		
3歳児健康診査		-	(H24年度値) 74.5%	70.2%	30%		
甘味飲料を毎日飲む割合の減少	幼児 (生活に関するアンケート)	-	(H26調査値) 25.8%	24.0%	20%		
	小学生 (生活に関するアンケート)	-	(H26調査値) 31.1%	28.9%	20%		
	中学生 (生活に関するアンケート)	-	(H26調査値) 60.4%	37.5%	20%		
	成人 (特定健診時生活アンケート)	-	(H25年度値) 10.6%	5.3%	4%		
	3歳児健康診査	-	(H25年度値) 10.6%	5.3%	4%		
2 歯と口腔の健康づくり	一人平均むし歯本数の減少	3歳児健康診査	2.4本	1.4本	0.6本	1本以下	
		DMF指数(12歳児)	2.6本	1.9本	1.0本	1本以下	
2 地産地消の推進	1 生産者と消費者との交流の促進	生産者と消費者の交流の機会の増加		35回	64回	76回	増やす
	2 安全安心な食材の提供と確保	給食の地産野菜などの利用品目数の割合	H24年度の給食センターでの利用割合を現状値とした	36.6%	42.4%	44.1%	50%
		地場産品を使用した食事を提供する施設数	給食施設、飲食店を含む	9ヶ所	10ヶ所	23ヶ所	増やす
3 環境に配慮した食生活の実践	給食提供施設の残食の割合の減少	H28年度の給食を提供する施設の値を現状値とした	-	-	9.5%	減らす	
3 伝承・食文化の発信	1 郷土料理・行事食の伝承	郷土料理・季節の行事食伝承教室の開催回数		-	35回	27回	増やす
	2 食を通じた心の育成	朝食または夕食を大人と一緒に食べる「共食」の割合の増加	幼児 (生活に関するアンケート)	-	-	今後把握	把握後設定
			小学生 (生活に関するアンケート)	-	-	今後把握	把握後設定
中学生 (生活に関するアンケート)			-	-	今後把握	把握後設定	
3 生薬を活かした健康食の普及	薬膳料理講習会と研修会の開催回数の増加		-	-	8回	増やす	
4 食育推進の環境づくり	1 各組織や団体との連携と強化	各組織・団体と連携した事業数		12回	16回	25回	増やす
	2 人材育成と活用	食育推進ボランティア数(人)		61人	66人	1,998人 (10団体)	増やす
	3 情報の発信	広報わくや・食育新聞などで情報を発信した数		2回	24回	32回	増やす

食育推進体制

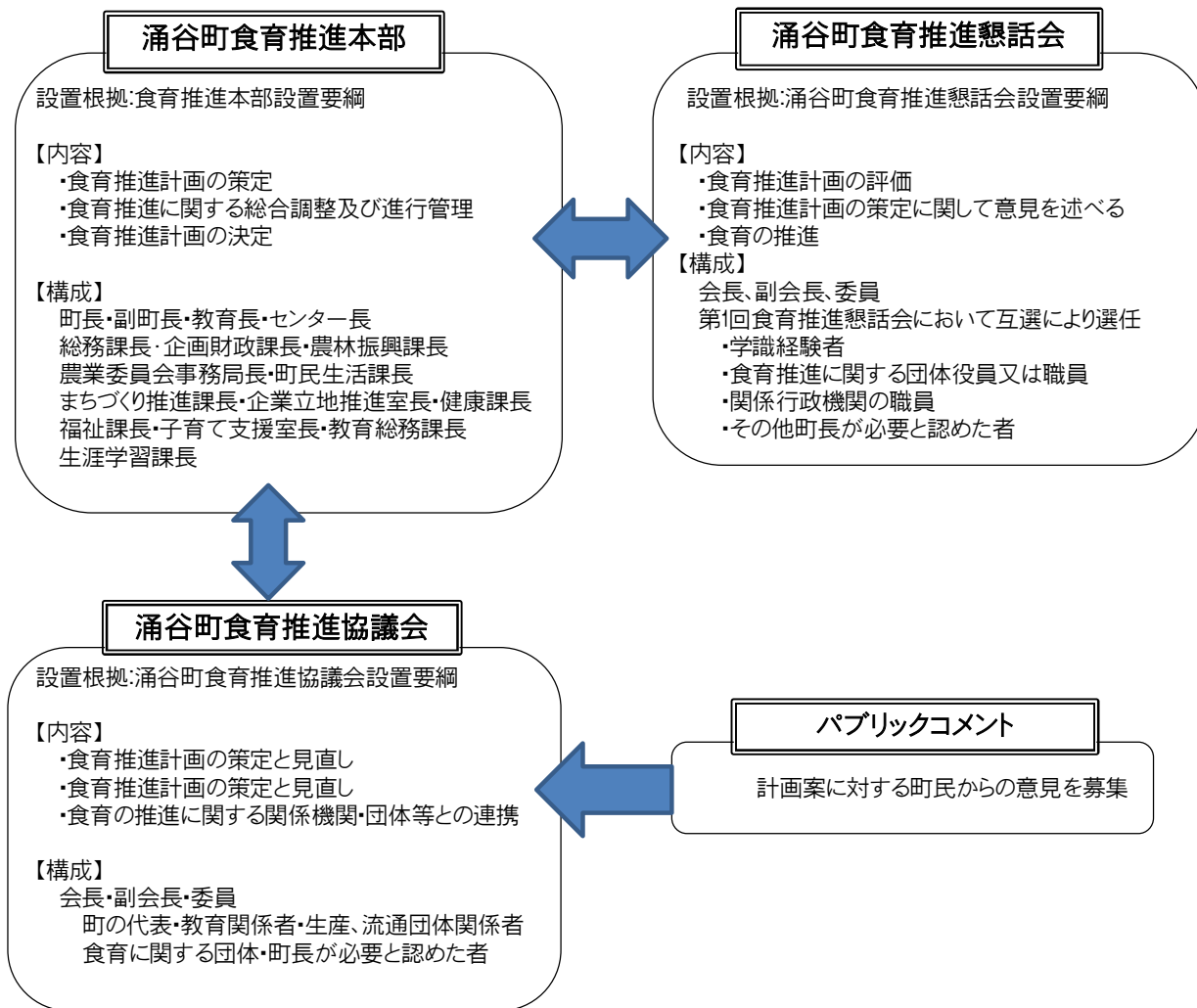
〈涌谷町食育推進のイメージ〉



参 考 資 料

- ◇食育推進計画策定の体制図
- ◇計画策定の経過
- ◇涌谷町食育推進協議会委員・涌谷町食育推進懇話会委員名簿
- ◇設置要綱

●食育推進計画策定の体制図●



●計画策定の経過●

日 程	実施内容	備 考
平成29年 6月 2日	第1回 涌谷町食育推進協議会	涌谷町食育推進計画概要説明
平成29年 7月 7日	第2回 涌谷町食育推進協議会	第2次涌谷町食育推進計画評価
平成29年 8月24日	第3回 涌谷町食育推進協議会	第3次涌谷町食育推進計画基本方針作成
平成29年 9月25日	第4回 涌谷町食育推進協議会	第3次涌谷町食育推進計画素案作成
平成29年10月26日	第1回 涌谷町食育推進懇話会	第3次涌谷町食育推進計画素案審議
平成29年11月21日	第5回 涌谷町食育推進協議会	第3次涌谷町食育推進計画中間案作成
平成29年12月 4日 ～28日	パブリックコメント (町民からの意見公募)	第3次涌谷町食育推進計画中間案公開 (ホームページ、広報、各施設へ設置)
平成30年 1月11日 ～29日	涌谷町食育推進協議会 (郵送にて最終案作成)	第3次涌谷町食育推進計画最終案作成
平成30年 2月 8日	第2回 涌谷町食育推進懇話会	第3次涌谷町食育推進計画最終案審議
平成30年 3月 2日	涌谷町食育推進本部	第3次涌谷町食育推進計画決定

●**涌谷町食育推進協議会名簿**●

(任期:平成29年4月1日～平成31年3月31日)

(敬称略)

職名	委員名	所属等	備考
1 会長	門田 まり	食育推進計画策定ワーキンググループ	1号
2 副会長	小野 秀一	涌谷町行政区長会長	2号
3 副会長	千石 めぐみ	食空間・みやぎ食育コーディネーター	2号
4 監事	及川 真由美	くがね産直の会	2号
5 監事	吉田 三重子	八雲児童館地域活動母親クラブ 董里夢	2号
6 委員	富田 慶子	JAみどりの女性部 会長	2号
7 委員	大森 義治	涌谷町園芸生産協議会長	2号
8 委員	佐野 孝司	アルプス電気(株) 涌谷工場 総務課	2号
9 委員	砂金 照恵	遠田商工会	2号
10 委員	佐々木 富貴代	涌谷町健康推進員協議会長 みやぎ食育コーディネーター	2号
11 委員	高橋 裕之	涌谷町小・中学校教務主任会(箕岳白山小学校)	2号
12 委員	小野 寺孝	涌谷町小・中学校PTA連合会(涌谷第一小学校)	2号
13 委員	木村 ひろみ	涌谷町幼稚園主任会(涌谷南幼稚園)	2号
14 委員	成田 推呼	幼稚園PTA保護者(涌谷南幼稚園)	2号
15 委員	畑岡 幸子	教育総務課 教育総務班 主査(給食センター)	3号
16 委員	荒木 達也	農林振興課 農産園芸班 班長	3号
17 顧問	大山 貴司	東北農政局 経営・事業支援部 地域食品課長	3号
18 顧問	庄子 聡子	北部保健福祉事務所 健康づくり支援班 技術主査(管理栄養士)	3号
19 顧問	鈴木 英雅	食育推進策定ワーキンググループ	1号

1号:町民代表

2号:食育の推進に関する団体・機関の職員

3号:関係行政機関の職員

●**涌谷町食育推進懇話会名簿**●

(任期:平成29年10月1日～平成30年3月31日)

(敬称略)

職名	委員名	所属等	備考
1 会長	戸田 慎治	一般社団法人 大崎歯科医師会長	1号
2 副会長	丹野 久美子	宮城学院女子大学 食品栄養学科 准教授	1号
3 委員	高橋 留美子	涌谷町幼稚園園長会長(涌谷南幼稚園)	2号
4 委員	佐々木 悦子	涌谷町小中学校校長会長(涌谷中学校)	2号
5 委員	上野 裕也	涌谷町幼稚園PTA連合会長(涌谷幼稚園)	2号
6 委員	小野 寺孝	涌谷町小中学校PTA連合会(涌谷第一小学校)	2号
7 委員	大友 克裕	JAみどりの涌谷営農センター長	2号
8 委員	佐々木 隆義	涌谷町認定農業者連絡協議会長	2号
9 委員	大森 義治	園芸生産協議会長	2号
10 委員	小嶋 美恵子	くがね産直の会長	2号
11 委員	長南 雅敏	遠田商工会涌谷地区長	2号
12 委員	佐々木 利子	涌谷町行政区長会 副会長	2号
13 委員	瀧川 澄江	涌谷町婦人会長	2号
14 委員	高橋 憲子	涌谷町健康推進員協議会 副会長	2号
15 委員	安住 夏子	大崎栄養士会代表	2号
16 委員	大山 貴司	東北農政局 経営・事業支援部 地域食品課長	3号
17 委員	清水 俊郎	宮城県美里農業改良普及センター 地域農業班 技術主幹	3号
18 委員	宮城 裕美子	宮城県北部保健福祉事務所 健康づくり支援班技術次長兼班長(管理栄養士)	3号

1号:学識経験者

2号:食育推進に関する団体の役員又は職員

3号:関係行政機関の職員

涌谷町食育推進協議会設置要綱

平成21年4月1日

涌谷町要綱第 9号

(設置)

第1条 涌谷町食育推進計画（以下「計画」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、涌谷町食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育に関する情報の収集、共有及び町民への周知に関すること。
- (2) 食育に関する関係機関・関係団体等との連携に関すること。
- (3) 食育の推進と評価に関すること。
- (4) 食育推進計画の策定と見直しに関すること。
- (5) その他食育を推進するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから組織し、町長が委嘱する。

- (1) 町民の代表
- (2) 生産・流通に関係する団体に所属する者
- (3) 保育所・幼稚園・学校・PTA連合会等の教育関係者
- (4) 食育に関係する団体に所属する者
- (5) その他町長が必要と認めた者

3 協議会に顧問を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長、副会長及び監事)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名、及び監事2名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

4 監事は、会計を監査し、年1回監査報告をする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、涌谷町町民医療福祉センター健康課健康づくり班において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

涌谷町食育推進懇話会設置要綱

平成20年3月31日

涌谷町要綱第 4号

(設置)

第1条 涌谷町における食育推進の方向性を示す涌谷町食育推進計画について、町民及び関係機関の立場から広く意見を延べ意見交換をおこなうことで計画策定に参画し、かつ、食育推進の取り組みを総合的に推進するために涌谷町食育推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項に対し意見を述べるものとする。

- (1) 涌谷町食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 涌谷町食育推進計画の評価に関すること。
- (3) その他、食育推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、食育推進計画策定期間内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は健康課健康づくり班においておこなう。

附則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する

涌谷町食育推進本部設置要綱

平成20年3月31日
涌谷町要綱第 5号

(設置)

第1条 涌谷町における食育推進の方向性を示す涌谷町食育推進計画を効率的かつ円滑に策定するとともに、食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、涌谷町食育推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 涌谷町食育推進計画策定に関すること。
- (2) 食育の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) 食育の総合的な促進に関すること。
- (4) 食育の推進に係る普及・啓発に関すること。
- (5) その他食育の推進に関し必要と認められる事項。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にあるものを充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は本部長が招集し、座長になる。

2 本部長は、必要に応じて会議に構成以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 本部の庶務は、健康課健康づくり班において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部に運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

役 職	構 成 員
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長
	町民医療福祉センター長
	総務課長
	企画財政課長
	農林振興課長
	農業委員会事務局長
	まちづくり推進課長
	企業立地推進室長
	健康課長
	福祉課長
	子育て支援室長
	町民生活課長
	教育総務課長
	生涯学習課長

第 3 次 涌 谷 町 食 育 推 進 計 画

発 行

編集・発行：涌谷町町民医療福祉センター 健康課

住所：〒 987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南278番地

電話 番 号：0229-43-5111

FAX 番 号：0229-43-5717

E-mail：gr-suishin@town.wakuya.miyagi.jp